

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第14号

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1生活保護精神科嘱託医の項の次に次のように加える。

児童福祉法第33条の10第3項第3号の規定により指定する者	日額	10,000円
-------------------------------	----	---------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。